平成２１年（フ）第９７７８号
大阪市平野区喜連２丁目５番６―803号
債務者　大田　範子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３２４号
北九州市八幡西区楠木２丁目10番30号
債務者　大森　亨弘
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３９号
福岡県中間市土手ノ内３丁目５番７号
債務者　稲田　容子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４２号
北九州市若松区原町12番１―42号
債務者　市成　伸也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４５号
福岡県中間市岩瀬２丁目４番７号
債務者　阪口　堅一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４６号
福岡県中間市岩瀬２丁目４番７号
債務者　阪口　文代
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４７号
福岡県中間市大根土２番403号
債務者　阪口　友紀（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８４号
北九州市小倉南区沼緑町３丁目５番28号
債務者　宮内　朋久
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９５号
北九州市小倉北区都１丁目８番６号　パークハイツ102号
債務者　坂本　勇人
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４０９号
北九州市八幡東区清田３丁目２番52―102号
債務者　竹野　尚美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番10―406号
債務者　安部　美華
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４２号
長崎県対馬市厳原町久田道1619番地２、前住所長崎県対馬市厳原町大手橋1055番地　釜山亭内
債務者　中山　善文
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第１２９５号
福岡県飯塚市横田721―３サンフレッチェ横田302号室
債務者　椋野　誠之
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４９号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目16番14号
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５０号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番21―1304号
債務者　有田　庄司
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６５号
福岡県遠賀郡遠賀町松の本２丁目10番36号
債務者　佐久間　稔
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀657番地の３
債務者　佐久間佳子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２５号
岡山県赤磐市下市113番地、前住所岡山県赤磐市立川１番地31
債務者　三原ゆかり（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部